

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づく
セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）」
に関する意見募集について

平成31年3月4日（月）

平成29年4月に策定した「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」に基づき、外来生物法第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの「生業の維持」の目的での飼養等の許可の運用を、平成31年9月より順次、変更します。

このことについて、平成31年3月4日（月）から平成31年4月2日（火）までの間、広く国民の皆さまからの御意見を募集します。

1 背景

環境省及び農林水産省は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチについて、平成29年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定しました。利用方針では、セイヨウオオマルハナバチを利用し続けることによる生態系への悪影響を整理するとともに、セイヨウオオマルハナバチの代替種としてクロマルハナバチ等の在来マルハナバチが利用可能となっていることから、その適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマルハナバチの総出荷量（北海道を除く）を平成32年までに半減することを目指すとの目標を掲げました。

このような状況に鑑み、環境省は外来生物法第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの「生業の維持」の目的での飼養等の許可の運用を、平成31年9月より順次変更することとし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）」を作成しました。

2 意見の募集について

本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

なお、これに関連する「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」やその策定の経緯に関する資料等については、以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/seiyou.html>

3. 意見募集要項

(1) 意見募集対象

<資料1> 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（案）」

(2) <資料1>の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

- ・ 環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

[2]環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室にて配布

[3]郵送による送付

※郵送を希望される方は、140円切手を添付した返信用角2封筒（返送先の郵便番号、住所、氏名、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について(案)」を必ず明記。）を同封の上、下記「(4)意見提出方法」の「郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。

(3)意見募集期間

平成31年3月4日(月)～平成31年4月2日(火) ※郵送の場合は同日必着

(4)意見提出方法

下記の【意見提出様式】により、次に掲げるいずれかの方法でご提出ください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

[1]郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

[2]FAX

FAX番号 03-3581-7090

[3]電子メール

電子メールアドレス GAIRAI@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。添付ファイルによる意見の提出はお受けしかねますので、ご了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

[件名] 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について(案)」に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] ・該当箇所(どの部分についての御意見かがわかるように、ページ番号や行番号を付すなど、該当箇所を明記してください。)

・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※御意見は、日本語で御提出ください。

※提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おください。

※御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくことがあります。

※いただいた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

代 表 : 03-3581-3351

直 通 : 03-5521-8344

室 長 : 北橋 義明

室長補佐 : 八元 綾

専門官 : 深谷 雪雄 (内 7478)